

# 屋外広告物の安全確保について

## ◆ 広告物には適正な設置、管理が必要です

美しい広告物も、時間の経過とともに老朽化してきます。外見からはすぐに分からなくても、よく点検してみると、ひび割れや腐食している箇所があるなど、危険な状態になっている場合があります。

そこで、広告物の安全を確保し、条例の目的の一つである「公衆に対する危害防止」を図るため、原則として、許可を必要とするすべての広告物に対して、管理者の設置が義務付けられています。

## ◆ 広告物は常に良好な状態に保持しなければなりません

広告主（広告物の設置者）及び管理者には、広告物を常に良好な状態に保持しておくために必要な管理を行う義務（管理義務）が課されています。

特に、建築物の中高層部に設置する広告物については、強風等により落下すると、甚大な被害を引き起こすおそれが高いことから、飯塚市屋外広告物条例を遵守し、実効性のある安全点検を行うとともに、日頃も施設の安全管理に十分留意していただき、広告物を適正に設置、管理していただきますようお願いいたします。

## ◆ 安全点検の実施をお願いします

管理者は、広告物について、その広告物の安全点検を実施し、「広告物等安全点検報告書」を作成する必要があります。安全点検は、その広告物の状態に見合った方法で行い、実施した結果、異常が認められた場合は、管理者は、広告主にその旨を報告し、速やかに改善の処置を行いましょう。

また、広告主は、設置後長期間が経過し、老朽化による倒壊、落下などのおそれのあるものについては、速やかに撤去、改修等の適切な措置を行うとともに、一層の安全管理に努めていただくようお願いいたします。

